

平成24年7月30日開会  
平成24年7月30日閉会

# 平成24年第3回鳥取県西部広域 行政管理組合議会臨時会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会



# 平成 24 年第 3 回 鳥取県西部広域 行政管理組合議会臨時会会議録

~~~~~

## 議事日程

平成 24 年 7 月 30 日 午後 2 時開議

第 1 議長の選挙

第 2 議席の指定

第 3 会議録署名議員の指名

第 4 会期の決定

第 5 議案第 8 号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9 号 財産の取得について  
議案第 10 号 財産の取得について  
議案第 11 号 工事請負契約の締結について  
議案第 12 号 損害賠償の額の決定について  
議案第 13 号 平成 24 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第 1 回）

第 6 報告第 1 号 平成 23 年度鳥取県西部広域行政管理組合繰越明許費繰越計算書について

第 7 議案第 8 号～議案第 13 号（採決等）

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第1～第7

~~~~~

出席議員（15人）

|     |      |     |       |     |       |
|-----|------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 野坂道明 | 2番  | 渡辺穰爾  | 3番  | 松井義夫  |
| 4番  | 笠谷悦子 | 5番  | 石橋佳枝  | 6番  | 伊藤ひろえ |
| 7番  | 遠藤通  | 8番  | 松下克   | 9番  | 岡空研二  |
| 11番 | 野口俊明 | 12番 | 足立喜義  | 13番 | 長谷川盟  |
| 14番 | 村上正広 | 15番 | 佐々木秀明 | 16番 | 日野尾優  |

~~~~~

欠席議員（1人）

10番 橋井満義

~~~~~

説明のため出席した者

|      |        |      |      |      |      |
|------|--------|------|------|------|------|
| 管理者  | 米子市長   | 野坂康夫 | 副管理者 | 境港市長 | 中村勝治 |
| 副管理者 | 日吉津村長  | 石操   | 〃    | 南部町長 | 坂本昭文 |
| 〃    | 伯耆町長   | 森安保  | 〃    | 日南町長 | 増原聡  |
| 〃    | 日野町長   | 景山享弘 |      |      |      |
| 〃    | 米子市副市長 | 角博明  | 教育長  |      | 北尾慶治 |

事務局長 前 谷 覚 消防局長 桑 名 強  
事務局次長兼総務課長 足 立 信 二 消防局次長兼総務課長 亀 尾 崇  
事務局環境資源課長 森 岡 重 信 事務局施設課長 斉 木 豊 司  
事務局主査兼総務課入  
札財政係長 神 庭 千 秋

~~~~~

### 事務局の職員

書記 板 井 寛 典 書記 加 藤 公 教

~~~~~

午後 2 時 0 0 分 開会

○副議長（松下 克） これより、平成 2 4 年第 3 回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

### 諸 般 の 報 告

○副議長（松下 克） では、日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

橋井議員から、都合により、本日の会議を欠席する旨の届けがありましたので、ご報告申し上げます。

次に、地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 2 1 条の規定により、本日の会議に説明のため、出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思っております。

次に、議会閉会中に、米子市議会選出渡辺照夫議員、境港市議会選出平松議員から辞職願が提出され、受理しましたことを報告いたします。

この際、新しく本組合議会議員となられました議員をご紹介します。

米子市議会選出松井議員、境港市議会選出岡空議員、以上のとおりです。

次に、議会閉会中に、組合議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議会運営委員及び常任委員の選任を行いましたので、ご報告いたします。

議会運営委員の選任についてでございますが、境港市議会選出岡空議員を指名し、選任いたしました。

次に、民生環境常任委員の選任についてでございますが、米子市議会選出松井議員、境港市議会選出岡空議員を指名し、選任いたしましたので、ご報告いたします。

~~~~~

## 第 1 議長の選挙

○副議長（松下 克） 日程第 1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条第 2 項の規定より、指名推選といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（松下 克） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（松下 克） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長に、松井議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました松井議員を鳥取県西部広域行政管理組合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（松下 克） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました松井議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松井議員が議場におられますので、本席から組合議

会会議規則第 48 条において例とする米子市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定より当選告知をいたします。

これより、議長に当選されました松井議員のごあいさつがあります。

**○議長**（松井義夫）（登壇） ただいま松下副議長さんからご指名を受けました米子市議会議長の松井です。大変重責ではありますが、謹んでお受けいたしますので、議場にいらっしゃいます皆様方の温かいご協力と、なお管理者等々職務側の皆様方のご協力を得まして、西部広域の両輪として頑張っていく所存でございますので、何卒よろしくお願ひ申し上げ、非常に簡単ではございますが、就任のあいさつといたします。

よろしくお願ひいたします。

**○副議長**（松下 克） それでは、松井議長、議長席にお願ひいたします。

〔松下副議長退席 松井議長着席〕

~~~~~

## 第 2 議席の指定

**○議長**（松井義夫） それでは、日程第 2、議席の指定を行います。

先ほどご紹介のありました新議員の議席は、組合議会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、3 番、松井義夫、9 番、岡空議員、以上のとおり指定いたします。

~~~~~

## 第 3 会議録署名議員の指名

**○議長**（松井義夫） それでは、日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 47 条の規定により、2 番、渡辺議員、11 番、野口議員を指名いたします。

~~~~~

## 第 4 会期の決定

**○議長**（松井義夫） それでは、日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**（松井義夫） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

~~~~~

## 第5 議案第8号～議案第13号 及び 第6 報告第1号

○議長（松井義夫） 次に、日程第5、議案第8号から第13号までの6件と、日程第6、報告第1号の1件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、一括ご上程をいただきました、議案第8号から議案第13号までと、報告第1号について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第8号は、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について、お願いするものでございまして、今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成24年3月27日に公布され、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準に、急速充電設備が加えられたことに伴い、組合火災予防条例において、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第9号は、財産の取得について、お願いするものでございまして、老朽化した境港消防署弓浜出張所、大山消防署及び江府消防署の消防ポンプ自動車3台を更新しようとするもので、去る6月19日に行った競争入札におきまして、落札した業者と、車両購入契約を締結しようとするものでございます。

続きまして、議案第10号も、財産の取得について、お願いするものでございまして、老朽化した境港消防署の化学消防ポンプ自動車1台を更新しようとするもので、去る7月6日に行った競争入札におきまして、落札した業者と、車両購入契約を締結しようとするものでございます。

続きまして、議案第11号は、工事請負契約の締結について、お願いするものでございまして、国の消防防災通信基盤整備事業を活用し、消防救急デジタル無線施設の整備事業を、実施しようとするもので、去る5月29日に行った競争入札におきまして、落札した業者と、工事請負契約を締結しようとするものでございます。

続きまして、議案第12号は、救急活動による損害賠償の額の決定について、お願いするものでございまして、事故の概要につきましては、平成22年12月7日、米子警察署からの通報により、米子市内の救急事案に救急隊が出動し、患者の観察を行った後、緊急性がなく、搬送の必要がないものと判断し、警察官に患者の保護を依頼して、帰署いたしました。その後、患者の容態に変化が生じ、再度の救急要請を受け、患者を病院へ搬送したところ、脳内出血が判明し、その後の入院加療にもかかわらず、後遺症が残ったものでございます。

本来、傷病者の搬送を原則とする救急業務にあつて、これを怠った責任は免れるものではございません。ご本人はもとより、ご家族の皆様のご心情に対しまして、心よりお詫びを申し上げます。（管理者一礼）

また、本件を契機に、種々、検証を重ねながら、今後二度とこのようなことが起こ

らないよう、職員に対する指導を徹底いたしているところでございます。

続きまして、議案第13号は、平成24年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算の第一回補正について、お願いするものでございまして、今回の補正は、議案第12号の損害賠償の額の決定に伴います予算措置として、歳出の消防費に、相手方への賠償金を計上いたしております。これに対します財源といたしましては、諸収入の災害共済金に、歳出の賠償金補正額と同額の消防業務賠償責任保険保険金を、計上いたしました。

その結果、350万円を増額し、補正後の予算総額を、58億4,884万3,000円といたしております。

続きまして、報告第1号は、翌年度へ繰越しいたしました繰越明許費について、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告を申し上げますのでございます。

以上、各議案及び報告につきまして、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長**（松井義夫） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。石橋議員。

**○5番**（石橋佳枝） はい、議長。

**○議長**（松井義夫） 石橋議員。

**○5番**（石橋佳枝） 議案第12号損害賠償の額の決定について、お伺いします。

まず第一に、初動の際の消防隊が、救急隊が、患者の観察において緊急性がないと判断された根拠は何でしょうか。出動の時間と場所、患者さんの状態と警察が出動を要請した理由、搬送は必要ないという判断の理由、その判断がなぜ間違っただのか、具体的にできるだけ詳しくお答えください。

二つ目は、警察に保護され、救急隊が出動となったにもかかわらず、結果として手を打つのが遅れたこと、これは、市民にとっては大変不安なことです。このような事案が今後繰り返されることのないようどのような改善策を取られたのでしょうか。以上、2点まずお伺いいたします。

**○消防局長**（桑名 強） 議長。

**○議長**（松井義夫） 桑名消防局長。

**○消防局長**（桑名 強） 失礼いたします。石橋議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、1点目でございますが、初動の救急隊の到着時、緊急性がないと判断した根拠、それから出動の時間と場所、患者さんの状態、警察が出動を要請した理由、搬送が必要ないと判断した理由、その判断がなぜ間違っただのかという理由のお尋ねでございます。

本事案につきましては、平成22年12月7日午前4時55分頃、米子市錦町地内の路上にて「人が倒れて、がたがた震え意味不明なことを言っている。」と警察から通報がございまして、救急出動し、患者が収容されていたパトカー内で、初期観察、これは、

主な内容を言いますと、全身の観察、それから意識状態の観察、顔貌、顔の状態とか表情、呼吸状態など、こういった初期観察を行いました。四肢麻痺、手とか足の麻痺の観察の際、傷病者は自力で左右の腕をそれぞれ元の位置に戻すしぐさを行い、両足を持ち上げる際には十分な力が入っているのを確認しております。運動障害、麻痺がないものと判断いたしました。その後、毛布で保温処置を行い、経過観察を行ったところ震えがおさまってきたため、これは冬の早朝で冷たい雨に打たれた環境の中、全身びしょ濡れ状態で、「寒い」と「はい」としか言えなかった傷病者を認知症によるものとの先入観で、単に寒さによる震えであるものと判断を見誤り、緊急性がないものと判断したものでございます。住所、氏名が聴き取れないことから、身元確認を優先しまして、警察へ保護を依頼したものであります。

本人さんやご家族の、「搬送の必要がございません。」とか「救急車は不要です。」といった意思確認ができないまま、こういった意思確認ができて初めて医療機関への搬送をしない、不搬送とするのが原則でございますので、本件は、まず、基本となる初期観察を先入観なく行っていたのなら、続く器具を用いた観察を行い、医療機関への搬送に至ったものと考えております。

次に、再発防止、改善策についてのご質問でございますけれども、本件につきましては、人の命にかかわる重大なことでございます。再発防止に向けまして、本事案が発生した直後に、まず、組織対応として、消防局全体で緊急会議を行い、救急隊長、救急隊員の再教育を含めた全職員に対しての再発防止に向けた救急業務の重要性について周知徹底を図って参りました。そうしながら、次は、医師及び専門家で構成します鳥取県西部地区メディカルコントロール協議会へ議題を提起いたしまして、本事案を通して問題点を徹底して検証していただきました。

そのご意見としましては、こういった事案は、観察をしっかり行い医療機関に搬送すべきである、とのご意見をいただきました。その結果を基にしまして、救命士を中心とした救急隊員が医師の指導のもとで行う事後研修会、実際に起こった救急業務に対する検証をしっかりやりまして、検証、検討の継続を今、行っているところであります。観察項目の基準に基づきまして、より慎重かつ詳細な観察を行うこと、適切で迅速な応急処置により、安全に傷病者を医療機関へ搬送することを徹底し、圏域内住民の皆さんの信頼に応えられるよう取り組みを行っているところであります。

本来、傷病者の医療機関への搬送を原則とする救急業務にありまして、二度とこのようなことを起こさないよう、職員に対する指導を徹底して参ります。

このたびは、私どもの不手際により、住民の皆さまへの不安、不信感や皆さま方へ大変ご迷惑をおかけしましたことをあらためてお詫び申しあげまして、質問の回答とさせていただきます。

○5番（石橋佳枝） はい、議長。

○議長（松井義夫） 石橋議員。

○5番（石橋佳枝） 要部重ねて、もう1回伺いたします。マニュアルどおりに原則的な観察をしなかったというようなことがお答えにあったというふうに思いますけれども、それ以外に何か理由はなかったのでしょうか。例えば、救急隊のメンバーの救急救命士とかいう資格が有る無しとか、あるいは、経験が十分だったのかとか、次の出動要請があって大変急いでいて判断を誤ったのではないかとか、そういうそのほかの条件というものは考えられなかったのか、ということが1点、二つ目は、搬送判断のマニュアルは確か15項目あるというふうに伺っておりますが、その15項目をすべて確かめるわけでもない聞いております。その全項目を実施するのであれば状況に応じて救急隊の判断に任されているということなんですが、あの、今後も同じように判断を誤る危険性があるのではないのでしょうか。まあ、あの、搬送ということをもまず第1に考えるというようなお答えだったと思いますが、例えば、自分の名前、住所をはっきり言えないような患者さんは、脳疾患を発症しているということをおそれて、まず搬送し、脳の検査をするというようなことをきちんとマニュアルに書き加えとか具体的な解決策というか、打つ手を新たに考えられることはないのでしょうか。

○消防局長（桑名 強） 議長。

○議長（松井義夫） 桑名消防局長。

○消防局長（桑名 強） 質問の1点目でございますが、まず、マニュアルどおりに原則的に観察をしなかったために、この問題が起きたということですが、ほかに理由がなかったかという点、それから救急隊のメンバーの資格、経験等の話でございますね。ほかに出動要請とかあって判断を急いだとかいう内容のこと、まず1点お答えしようと思います。まず、救急隊の資格、経験につきましてでございますけれども、救急隊員になるためには、消防学校におきまして、まず、救急課程250時間という条件がございます。この研修終了後に救急業務に就くこととなりますが、救急救命士につきましては、これに加えて2,000時間の実務経験が必要となります。この実務経験をもって6ヶ月間の救急救命研修所で研修を受けます。その後に救急救命士の国家資格を受験しまして、合格しますと、まず、救命士の資格が生じます。その後に、鳥大さんとか、大きな病院で病院研修ということで、就業前研修と称しています、事前に救命士になる前の2ヶ月、お医者さんとの研修を積んだうえで、初めて救命士として活躍ができるというシステムになっております。そういう課程を経ておりますので、当時の勤務年数といたしましては、隊長であります救命士が8年、ほかの2名の隊員、補助員としての処置員として2年、運転手として33年の経験を持っております。救急隊員の経験とか知識については、そういった経験を積んでいると、特に問題はなかったのではないかと考えております。

また、他の救急要請があって急いでいたのではないかと、というようなことはございません。仮に、ほかの救急要請があったとしても、他の救急隊を出動させます。これは、出動した救急業務です、傷病者の生命維持、症状の悪化を防止し最善の

措置を講ずること、ということを救急業務実施要項の中で、義務付けておりますので、必ず出動して対応した隊はこれを守らなければならないと、最善の努力を尽くしなさいとなっております。そういう内容でございますので、1点目よろしいでしょうか。

2点目でございますけども、マニュアルの15項目ということを申しました。観察事項というのはですね、全国のすべての消防が実施するための共通基準としまして、救急隊の行う応急処置等の基準を国が定めております。これに基づきまして、当消防局も救急業務実施要綱として定め、運用いたしているところでございます。この中の観察項目の15項目のうち11項目につきましては、顔貌、顔の表情とか意識の状態、出血の状態、脈拍、呼吸の状態、皮膚の状態、四肢、手足の変形状態、周囲の状況、本人または関係者から聴取する主訴、原因、既往症、ということがあります。これは、まず始めに救急現場におきまして実施すべき主要な項目と言いますか、観察項目でございます。残りの4項目は、器具を用いた観察ということでございまして、先ほどの実施すべき項目で、異常と言いますか、問題を生じて次に状況に応じて4項目を実施するというふうになっております。

本事案の問題となる点につきましては、実施すべき11項目のうち、初期観察で、意識の状態や本人からの主訴など意思疎通ができない状態にもかかわらず、次に症状に応じて行うものとされる血圧計、聴診器など器具を用いた観察を怠りまして、搬送すべき患者を不搬送としてしまったことにあると考えております。守るべき重点事項としまして、この初期観察の11項目を適正に実施していれば、続く器具を用いた観察につながり、結果的に今回の事案は起こらなかったものと考えております。

今後、再発防止に向けまして、慎重かつ詳細な観察の徹底を行い、適切な応急処置を行うとともに、安全に傷病者を医療機関へ搬送できるよう、職員の指導に努めて参ります。ということですので、ご指導とご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（松井義夫） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかにないものと認め、質疑を終結いたします。

~~~~~

## 第7 議案第8号～議案第13号（採決等）

○議長（松井義夫） ただいま議題となっております議案第8号から第13号の6件につきましては、お手元に配布しております付託区分表のとおり総務消防教育常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後3時13分 再開

○議長（松井義夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、6件の議案について、総務消防教育常任委員会の審査報告を求めます。  
笠谷副委員長。

○4番（笠谷悦子） はい、議長。

○議長（松井義夫） 笠谷副委員長。

○4番（笠谷悦子）（登壇） 総務消防教育常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案6件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、まず、議案第8号鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号財産の取得については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号財産の取得については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号工事請負契約の締結について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号損害賠償の額の決定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第13号平成24年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算補正第1回については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、審査報告を終わります。

○議長（松井義夫） 委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井義夫） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井義夫） 別がないものと認め討論を終結いたします。

これより6件の議案を順次採決いたします。

はじめに、議案第8号鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。  
原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井義夫) ご異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第9号財産の取得についてを採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井義夫) ご異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第10号財産の取得についてを採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井義夫) ご異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第11号工事請負契約の締結についてを採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井義夫) ご異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第12号損害賠償の額の決定についてを採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松井義夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号平成 24 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算補正第 1 回を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井義夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉 会

○議長（松井義夫） 以上で、本臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成 24 年第 3 回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時を閉会いたします。

午後 3 時 19 分 閉会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員